

## 浜松市鉛製給水管取替工事補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が、国の指導による鉛製給水管の布設替えのため、民有地内の鉛製給水管取替工事で、給水装置の使用者等が行う漏水に伴う鉛製給水管の取替工事に要する費用に対して、鉛製給水管取替工事補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する工事とする。

- (1) 民有地内に設置してあるメーター器の前後50cm程度に使用されている鉛製給水管を、漏水により鉛以外の給水管に取替えをした工事であること。
  - (2) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が浜松市水道事業指定給水装置工事事業者に依頼した工事であること。
  - (3) 平成20年4月1日以後に行われた工事であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、申請者が水道料金又は下水道使用料及び市税を滞納しているときは、補助金の交付の対象としない。
- 3 申請者が納税義務者に対して給与の支払いをする者である場合、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。

### (補助の金額)

第3条 補助金の額は、予算の定める範囲内において、対象工事に要した費用の全額とする。ただし、対象工事1件につき60,000円を限度額とする。

### (交付の申請)

第4条 申請者は、鉛製給水管取替工事補助金交付申請書（第1号様式）を管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 工事代金の見積書
  - (2) 現況写真等（工事前の工事箇所が確認できるもの）
  - (3) 市税完納証明書
  - (4) 申請者が納税義務者に対して給与の支払いをする者である場合、市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
  - (5) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

( 交付の決定 )

- 第 5 条 管理者は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、補助金の交付を決定し、鉛製給水管取替工事補助金交付決定通知書 ( 第 2 号様式 ) により申請者に通知するものとする。
- 2 管理者は、前項の審査により補助金を交付しないことを決定したときは、その旨を鉛製給水管取替工事補助金不交付決定通知書 ( 第 3 号様式 ) により申請者に通知するものとする。

( 変更等承認申請 )

- 第 6 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者 ( 以下「補助事業者」という。 ) が、対象工事の内容を変更、又は中止しようとするときは、速やかに鉛製給水管取替工事補助金変更等承認申請書 ( 第 4 号様式 ) を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

( 完了の報告 )

- 第 7 条 補助事業者は、工事完了後、鉛製給水管取替工事完了報告書 ( 第 5 号様式 ) に次に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。
- (1) 工事代金に係る領収書
  - (2) 工事写真 ( 鉛製給水管取替工事の施工状況・完成が確認できるもの )
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

( 交付額の確定 )

- 第 8 条 管理者は、前条の完了報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の交付額を確定し、その旨を鉛製給水管取替工事補助金交付額確定通知書 ( 第 6 号様式 ) により補助事業者に通知するものとする。

( 補助金の請求 )

- 第 9 条 補助事業者は、前条の確定通知を受けた後に、鉛製給水管取替工事補助金交付請求書 ( 第 7 号様式 ) を管理者に提出するものとする。

( 補助金の交付 )

- 第 10 条 管理者は、補助事業者から前条の請求書の提出を受けた後に、速やかに補助金を交付するものとする。

( 決定の取消等 )

- 第 11 条 管理者は、補助事業者が虚偽の申請その他不正な行為により、補助金交付の決定を受けたときは、交付の決定を取り消すことができる。

2 管理者は前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の一部又は全額を返還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施工し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

第 1 号様式 ( 第 4 条関係 )

年 月 日

(あて先)

浜松市水道事業及び  
下水道事業管理者

郵便番号 -

住 所

(フリガナ)

申 請 者 氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号

### 鉛製給水管取替工事補助金交付申請書

浜松市水道事業に係る浜松市鉛製給水管取替工事補助金交付要綱第 4 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額	円
工事見積金額	円
給水装置修繕箇所	浜松市 区
工事着工予定日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日
施 行 業 者	
電 話 番 号	

備考 申請者氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

添付書類

- ( 1 ) 工事代金の見積書
- ( 2 ) 現況写真等(工事前の工事箇所が確認できるもの)
- ( 3 ) 市税完納証明書
- ( 4 ) 納税義務者に対して給与の支払いをする者である場合、市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- ( 5 ) その他、管理者が必要と認める書類

第2号様式(第5条関係)

浜松市指令浜上水第 号  
年 月 日

申請者  
住所  
氏名 様

浜松市水道事業及び  
下水道事業管理者

### 鉛製給水管取替工事補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました鉛製給水管取替工事補助金について、下記のとおり交付することを決定したので通知いたします。

#### 記

- 1 交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 交付の条件 補助金の交付は次の事項を遵守することを条件とします。
  - (1) この補助金は、漏水に伴う鉛製給水管の取替工事に要する費用の補助目的以外に使用しないこと。
  - (2) この補助金事業の内容を変更、又は中止しようとするときは、速やかに「鉛製給水管取替工事補助金変更等承認申請書」(第4号様式)を提出すること。

補助金の交付の目的に反した場合は、決定の取消し及び補助金の一部又は全額の返還を求めることがあります。

第3号様式（第5条関係）

浜松市指令浜上水第 号  
年 月 日

申請者  
住所  
氏名 様

浜松市水道事業及び  
下水道事業管理者

鉛製給水管取替工事補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました鉛製給水管取替工事補助金について、下記の理由により交付しないことを決定したので通知します。

記

理由

--

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

(あて先)

浜松市水道事業及び  
下水道事業管理者

郵便番号 -

住 所

(フリガナ)

補助事業者 氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号

### 鉛製給水管取替工事補助金変更等承認申請書

年 月 日付け浜松市指令浜上水第 号により補助金交付  
決定の通知を受けた鉛製給水管取替工事補助金について、申請内容を下記のと  
おり変更したいので、承認願います。

#### 記

##### 1 補助金交付内容の変更

	変 更 内 容
変 更 前	
変 更 後	

##### 2 補助事業の中止

(理 由)

添付書類

(1) 工事代金の見積書(変更後のもの)

第5号様式(第7条関係)

年 月 日

(あて先)

浜松市水道事業及び  
下水道事業管理者

補助事業者 住 所  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号

### 鉛製給水管取替工事完了報告書

年 月 日付けで浜松市指令浜上水第 号により補助金の  
交付決定を受けた鉛製給水管取替工事が完了したので報告します。

記

給水装置修繕箇所	浜松市 区
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日
工事代金支払金額	円
補助金請求額 (補助金交付決定額)	円

添付書類

- (1) 工事代金に係る領収書
- (2) 工事写真(鉛製給水管取替工事の施工状況・完成が確認できるもの)
- (3) その他、管理者が必要と認める書類





第7号様式(第9条関係)

年 月 日

(あて先)  
浜松市水道事業及び  
下水道事業管理者

補助事業者 住 所  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

### 鉛製給水管取替工事補助金交付請求書

年 月 日付け浜上水第 号で交付の確定を受けた鉛製  
給水管取替工事補助金を下記のとおり請求します。

記

請求金額	金 _____ 円						
振込希望金融機関名	銀行 信用金庫 農 協			本店・支店			
預金種類	1 普通預金		2 当座預金				
口座番号 (数字は左詰)							
(フリガナ) 口座名義							

振込先金融機関はゆうちょ銀行以外とする。

## 鉛製給水管取替工事補助金交付要綱取扱要領

### 限度額の算出根拠

- 1 限度額は、浜松市水道工事積算基準「1 m物取替工事（メーター器前後50 cm程度）」の鉛製給水管の取替工事費を算出根拠とする。
- 2 メーター器周りの復旧は、原則としてコンクリート又はアスファルト舗装とする。

### 補助金の対象

- 1 メーター器前後50 cm程度の鉛製給水管の漏水により鉛以外の給水管に取替をした工事であること。
- 2 鉛製給水管の漏水による鉛管の取替が主目的の工事であること。
- 3 調査費のみの費用は補助金の対象としない。
- 4 浜松市水道事業指定給水装置工事事業者が施工する工事であること。
- 5 平成20年4月1日以後に行われた工事であること。

### 申請書の添付書類

- 1 第4条第2項第2号の「現況写真等（工事前の工事箇所が確認できるもの）」とは、現況写真又は水道台帳で給水状況が鉛管であることが確認できるものとする。